

日本静脈学会は、静脈および関連する脈管疾患（以下、静脈疾患）の診療を取り扱う医療従事者の集団であり、静脈学に関する研究発表・討議・知識の交換を通じて、静脈学研究の進歩及び普及を図り、もって国民の健康・福祉の向上に尽くすことを目的とする。

本学会および会員は以下に定める倫理規定を遵守することを誓う。また静脈疾患診療に携わる者に対してこころがける点を明記し、遵守されるよう求めていく。

1. 静脈学および関連する領域の、今日まで積み重ねられてきた知識を広く習得し、新しい知見、技術を取り入れ、これからの医療に貢献できるよう生涯研鑽に励む。
2. 専門領域のみならず医学全般の発展と進歩のために、医学の研究と新しい技術の開発普及に努める。
3. 己の職業の重要性を認識し、求められる責任を自覚するとともに、これに応えるよう努力をする。
4. 医学研究や学会・論文発表に際して、ヘルシンキ宣言の基本原則を遵守するとともに、利益相反に関する事項を適切に開示し、公明性、透明性、独立性を担保することに努める。
5. 医療の提供に際し、患者の健康の回復、維持を目標とし、身体的、精神的、経済的な不利益を生じさせないよう努める。患者の利益よりも自らの利益を優先させる医療を行わない。
6. 関わるすべての職種と、互いを尊重しあい、協力して最善の医療を提供する。
7. 医療の公共性を重んじ、関係法規の遵守および法秩序の維持に努める。
8. 会員は、各種刊行物、メディア、インターネットを含む広報手段において、医療人としての品位を損ね、真実を欠き、誤解を招く記載や言動があってはならない。

以上